

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 31 期青少年問題協議会 第 6 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 3 年 12 月 2 日（木）午前 10 時 00 分～正午
開 催 場 所		Webex によるオンライン会議 （区役所内参加者：本庁舎 8 階 教育委員会室）
議 題		1 開 会  2 議 事 ・「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）令和 2 年度実施状況 の作成について  3 閉 会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	野村武司、南野奈津子、林大介、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員
会議資料		<b>【資料 1】</b> 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 2 年度 実施状況（案） <b>【資料 2】</b> 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 2 年度 実施状況【資料編】 <b>【資料 3】</b> 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 2 年度 実施状況（案）修正箇所等一覧 <b>【参考資料】</b> 「豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット（一 般用）」

# 審 議 経 過

## 【開 会】

事務局より資料確認

## 【協議事項】

委員長                    それでは、議事の1つ目「豊島区子ども・若者総合計画」令和2年度実施状況調査について」につきまして、事務局よりご説明願います。

事務局                    【資料1、2、3、参考資料説明】

委員長                    今日は資料1の9ページからの【青少年問題協議会からの意見】の案を検討することになります。重点事業ベースで、入れたほうがいいキーワードのほか、良いところや進んでいるところに対する評価や、課題にすべきところの指摘も挙げていただければと思います。

## 【学習用パンフレットの作成（9ページ）】

委員長                    学校教育の中で子どもの権利の普及啓発を行うことは重要なので、そのことは評価として加えたらよいかと思います。単なる理解の普及啓発だけでなく学習用パンフレットを授業で使い、学校教育の中で実施をするということの意義があるということ踏まえると、とても重要だということを入れても良いかと思います。

## 【マンガ版パンフレット（9ページ）】

副委員長                マンガ版パンフレットの対象と配布は小学校低学年ですか？

事務局                    現在検討しているのは、少し幅広く、小学校低学年から中学生くらいまでを対象にしているものです。豊島区では条例で7つの子どもの権利を掲げているので、その権利ごとに4コマ漫画を描いて、子ども達は漫画でよくわかるように、そしてその漫画の下に権利の説明をして、中学生もそこを読んでそういう権利があるんだねと、その1ページの中で小学生と中学生との両方の理解を満たせるようなパンフレットを検討、調整しております。

今回、小学校4～6年生向けの学習用パンフレットは作ったのですが、低学年の方に子どもの権利に興味関心を持ってもらったり、わかりやすく権利を学べるものが今までは無かったことが課題でした。小学1年生に対しては、保護者の方に一般用パンフレットをお配りして、家庭の中で子どもの権利を大事にしてくださいということはやっているのですが、子ども自身がどう受け取れているかはわからないので、低学年の方にも理解できる内容のものを作りたいと思っています。

委員長                    学習用パンフレットは小学生用、中学生用、一般用があるのですよね？

事務局                    学習用は小学校4～6年生向けだけで、一般用と中学生用は周知用パンフレットがあります。

委員長 周知用ということは、一般用と中学生用には一応作成はされていて、学校教育で使うことが前提とされていないという意味ですよね。一般用と中学生用はいつ作られたのですか？

事務局 かなり前に作られていて、いまは改定して第2版になっています。

委員長 「一般向けと中学生向けに加えて、『新たに』というふうに、今まで作ったものを入れてあげると良いと思いました。「学習用パンフレットを作成しました。小学生の学校教育における普及啓発であることから、このパンフレットの作成にはとても意義があります」と入れたら良いかと思います。

委員 学校のほうはいま SDGs 教育に力を入れ、発表会などを行っています。その教育の一環としてこのパンフレットを入れて普及するという流れになったらいいなと思います。漫画については、とくに池袋には日本語が読めない子どももいて、日本語を耳から覚えるので、例えば歌を作って毎日学校でかかるようになれば無意識に口ずさむようになるので、こういったことを意見として入れていただけたら嬉しいです。

委員長 「普及啓発ツールをより効果的に活用するための方策・手段」として、多様な普及啓発が必要で、子ども達の五感にうったえかけるような開発が必要だということですね。

気になるのは、「子どもの権利の普及啓発」になっていますが、パンフレットについては『豊島区子どもの権利に関する条例学習パンフレット』ということで子どもの権利について書いてありますが、これには続編はあるのですか？

事務局 続編はとくにはありません。

委員長 パンフレットを見ると、条例の話は表紙に出ていますけれど、中身は1ページからは基本的には権利に関するものが出ています。これはこれでとても大事なのですが、条例の普及啓発も大事なので、「子どもの権利の普及啓発に留まっているので、条例の普及啓発と併せて子どもの権利の普及啓発を行うことが好ましい／意識されることが重要である」と言及しておいたほうが良いと感じました。

#### 【子ども会議 (11 ページ)

委員 (自身は参加しておらず運営の様子はわかりませんが) ここで出た子ども達の声がどこまで実現に繋がっているのかとか、「施策に反映するよう努めます」と書いてありますが、したかどうかの結果はどこかで出るのでしょうか？子どもたちが言いっ放しで終わっているのか、そこが見えないと会議をやってもやりっ放しで終わってしまうように思います。できなければその理由があれば子ども達も納得すると思いますが、そこの部分をセレモニー的に発表して終わりだと、本当にセレモニーで終わってしまうので、その点はぜひやっていただきたいと思います。

事務局                    としま子ども会議は令和2年度が初めての開催でした。参加者は4名で、コロナ禍の影響がある中での試行という意味もありこじんまりしたもので、子ども達の意見発表の内容も、コロナで移動教室ができなかったのでお泊り会をやりたい等というもので、令和2年度の実施についてはセレモニー的なものでした。令和3年度はもう少し区政に対しても具体的な内容で進めているところです。実際に区としてできるかどうかはその場ですぐにお返事できるものではありませんが、冊子としては子ども達からこういう意見がありましたということを残していきたいと思っております。

委員長                    言った意見について子ども達にフィードバックされることが子どもの参加意欲に繋がるので、「(フィードバックをすることが子どもの参加意欲に繋がるということも含めて) 子どもの意見のフィードバックについては留意されたい」と言及したほうがいいです。

#### 【中高生センターの運営 (15 ページ)】

委員長                    中高生センターの運営には子ども達は関わっていますか？

事務局                    中高生センターで毎月1回、利用者会議を行い、中高生が運営に対する意見を発表したり、こういった事業をやってみたい、こういった本を入れてほしい等のご意見を募っています。

委員長                    自主的な活動を支援するだけでなく、自主的な活動をするための場所の運営に子どもが関わるといことが大事です。

「なお、毎月行われている利用者会議において子どもの参加が予定されていることを踏まえてその活性化が望まれる」等と入れておくと良いですね。

事務局                    利用者会議自体は、計画事業8番に利用者会議の開催ということで資料編に記載しております。事業は違うけれども、利用者からの意見を採用して運営していますということ計画事業8番の実施状況を踏まえて記載をしたいと思えます。

委員長                    それならば、「計画事業にあたるが」ということで、「計画事業が重要であることを意識／重要視されたい」といった記載をすると良いですね。

#### 【コミュニティソーシャルワーカー (15 ページ)】

委員                    「返信ハガキ同封」に対して、実際に子どもから返信は来ているのでしょうか？同封しただけだと送る側の満足で終わってしまいますが、返信が来てそこでコミュニケーションが取れているならば、きちんと関係性を継続できていることを入れてはどうかなと思います。

事務局                    所管課に確認をして、実績や返信の後にどのような関係性が築かれたかを補いたいと思います。

委員長                    そこで評価できることがあれば加え、足りないことがあれば言及しても良いかも

しません。

【子どもの虐待防止ネットワーク事業（19 ページ）】

委員長 子どもの権利擁護センターは、条例で予定されているものと乖離しています。発展途上段階ということで権利擁護委員を設置して子ども家庭支援センター（以下、「子家セン」とする。）に置かれています。そもそも子家センに置かれたらそれ以上発展しないことが明らかなものです。子家セン自体が権利擁護委員から指摘を受ける可能性があるということで力学が働きやすいのであんまり発展性がないもともと条例の 28 条までが権利擁護委員の仕組みになっていますが、当初は、仮に設置をしたうえで発展させる計画でしたよね？

事務局 時限的ということで子ども家庭支援センターに設置しました。  
18 ページの重点事業 38・39 に位置付けてあります。

委員長 もともとは充実させていくという前提で置かれた経緯と、豊島区子どもの権利に関する条例の条文の趣旨を踏まえて体制を整備していくことが望まれると記述して良いのでは？

事務局 子家センに置いた時点で今後の充実を目指して仮に置くという位置づけだったと明記できるかは確認が必要ですが、今後しっかりやっていかななくてはならないということは会長のお言葉をお借りして補足して盛り込んでいきたいと思えます。

委員長 やってほしいことをここに書くという意味合いもあります。せっかく良い人を得たにも関わらずローカルすぎるので、このままだと豊島区はちょっと特殊だよねとガラパゴス化する可能性があります。仮に置いたということが確認できるならその経緯を踏まえ、かつ条例の子どもの権利擁護委員の趣旨を踏まえて子どもの権利擁護センターを整備する必要があるということとは書いてもいいかなと思えました。

【いじめ防止対策推進事業（19 ページ）】

委員長 学校いじめ防止対策組織は、ここには記載されていませんが全部の学校にできているのですよね？法律でかならず置くことになっていますので、無いということはないでしょうけれど、「学校いじめ防止対策組織が重要な組織であるといういじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえてどう組織を活性化する」ということを入れたほうが良いと思えます。

事務局 事案が起きる前に特別調査委員会を設置していることも豊島区の特徴だと思いますので、委員長にもご協力をいただきながら進めます。

【(再) 子どもの虐待防止ネットワーク事業（19 ページ）】

委員長 児童相談所の話は他のところでも出てきますか？

事務局 令和 4 年度の設置予定で計画事業に入っています。

委員長 「令和4年度の計画事業であるけれども、児童相談所が設置されることを踏まえて関係機関の云々」ということも言及したほうが良いと思いました。

委員 まず、委員会の意見ではありませんが、17ページの重点事業29番の事業内容について、例えば次の18ページの重点事業30番など他のところでは「～を実施します」「～を把握します」と行動を表現していますが、重点事業29番は「～を図ります」といった目標的な表現なので、行動の表現にしたほうが良いと思います。

【乳幼児健康診査（23ページ）】

委員 最後の4行で評価をまとめていますが、2行目で「下回ったものの」とあるので、乳児の健診と、3歳児の健診とで文章を分けたほうが良いと思います。

委員長 なぜ下がったのでしょうか？コロナの影響でしょうか？

事務局 所管課の調査結果によると、コロナの影響で、集団健診を中止せざるを得なかったり延期をしたと聞いています。

委員 乳児のところは「下回った」ことに対しては「妊娠期からの総合的相談や支援に取り組んでいく必要があります。」とまとめ、「一方、3歳児健診では（成果を出せたので）引き続き不安軽減に努めていきます」のように分けたほうがわかりやすいかと思います。

委員長 乳児については下回りました、「子どもを安心して産み育てるための支援を推進していくことは、…（略…）必要があります。」一方、3歳児健診については逆に上回っていますと繋ぐということですね。

【ゆりかご・としま事業（23ページ）】

委員長 ゆりかご・としま事業は、子育て世代包括支援センターのことでしょうか？豊島区ではどこに位置付けてありますか？

事務局 ゆりかご・としま事業が子育て世代包括支援センターの機能を持っており、位置付けとしては池袋保健所です。重点事業④として健康推進課、長崎健康相談所、子育て支援課の3課になっておりますが、主に池袋保健所健康推進課のほうで所管し機能を持っています。

委員長 重点事業には入っていますか？

事務局 とくに表立って位置付けてはいません。

委員長 計画事業には入っていませんか？

事務局 計画事業の中にも入っておらず、ゆりかご・としま事業をやりますという表現に

なっていて、子育て世代包括支援センター機能という言葉にはなっていません。

委員長                    子育て世代包括支援センターは全国的に整備されることになっているものですよね。

事務局                    豊島区の場合はセンターとしての機能整備という位置付けになっております。

委員長                    そうすると、このゆりかご・としま事業がその機能に該当するわけではないのでしょうか？事業としてはどこにあたりますか？

事務局                    確認いたします。

委員長                    健康推進課が保健所にあるならば、この事業かと思うのですが、確認をお願いします。

**【東部・西部子ども家庭支援センター事業（27 ページ）】**

委員長                    機能整備は良いけれど、ワンストップにはならないということですか？いろいろなところで所管しているということですか？

**【私立保育所施設整備助成（31 ページ）】**

委員長                    待機児童ゼロの達成とは、何かをした結果でこういうふうになったのですか？

事務局                    民間の私立保育園を増やしました。令和 2 年度に誘致・開設したのは 5 園です。

**【子ども研修（31 ページ）】**

委員長                    子ども研修とは？

事務局                    保育士、放課後対策施設で働く職員を人材育成するための研修です。

委員長                    子どもが研修を受けるような印象がありますね。

事務局                    子どもに関わる職員が受ける研修になっております。以前は子ども福祉研修という名前でしたが、福祉だけではなく子ども全体を見る研修ということで子ども研修になりました。

委員長                    実践例を取り入れた実践的な研修になっているのですか？

事務局                    主に保育園の保育士の研修なので、実践とロールプレイを含む研修です。

委員長                    それはどこかに記載されていますか？

事務局                    内容までは触れていません。

委員長 事業内容に言及はないけれども、実践的なロールプレイを含めた研修内容になっており、実践されているのは重要だという指摘をし、そこから切り下がらないようにしたほうが良いかと思いました。

委員 29 ページで学童のことが書かれていて、実際には評価も A ですが、実際の子育て家庭からすると学童は意外と忘れられつつニーズは高いというところがあるので、できているのであればできていることの評価を意見に入れたら良いと思います。

31 ページの 2 行目、「子どもと女性」に限定するのか、メリットとデメリットの両方を含む表現のほうが良いと思います。

事務局 豊島区が消滅可能性都市と指摘されたときに、子どもを産む世代の若い女性が半減することが理由で指摘されたので、子どもと女性にやさしいまちづくりを掲げたという背景があります。

#### 【学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保（33 ページ）】

委員長 『子どもの権利に関する条例』の認知度が極端に低い」と指摘されているので、「子どもの権利に関する条例に基づく実施であることも踏まえ、条例の広報・啓発と併せて子どもの学びの支援を行っていく必要がある」と、条例の認知度に触れるとするならばそういうことも入れても良いかと思いました。

#### 【子どもの主体的活動への支援の推進（33 ページ）】

事務局 先程の中高生センターの利用者会議に似ていますが、子どもが主体的な意見を持ちながら自ら活動することを学校が支援していくということになります。掲載されている SNS 学校ルールは、先生がやりなさいというのではなく、それぞれの中学校で自主的に生徒たちが関わって見直すという主体的活動を支援するということです。

委員長 子ども達がルールを作るというとき、「～してはいけない」という禁止事項を前提になりがちですが、「～することができる」ということもルールなのだということ的印象付けて、「～することができるルール」を作ったほうが良いのではないかと思います。禁止を前提としたルール作りを始めると、子ども達は自然とより厳しいルールを施行する傾向があるので、そもそもルールとは何かということからやってみないと、子ども達が作ったのだから良いという話で、かえって厳しいルールがまかり通る可能性があると思ったりします。

「令和 3 年度以降も引き続き、子どもの権利にとって子どもの意見表明や参加が重要であるということを踏まえたうえで」という一文を入れて、「学校生活の中で…（略）…」というふうに権利と紐づけたほうが良いかと思いました。

※五十井委員より 33 ページ重点事業 121 実施状況「令和 3 年度以降の取組の方向性」のうち、表記を「子供」→「子ども」へ

#### 【「子どもの権利」に関する研修・講座の実施（35 ページ）】

委員長 ③は再掲事業ですね。「条例において位置づけられていることを踏まえて、条例

を含めて権利の普及啓発をすることを意識されたい」として、条例のことを入れておいたほうが良いと思います。

【就労準備・社会参加支援事業（39 ページ）】

委員長                   この先に就労に繋がる数値は出ていますか？

事務局                   あくまで参加者数で、就労までの人数は出ていません。

委員長                   実際に就労や社会参加に繋がったかどうかということ踏まえてという話はあるけれども良いかもしれません。せっかくやっているのですから、就労に繋がっていくということを念頭に置いて事業を実施しても良いのではないかと。

【中高生センタージャンプの若者支援（41 ページ）】 コメントなし

【ひとり親家庭支援センター事業（49 ページ）】

※49 ページ最後 2 行 検討し直し

【子ども若者総合相談事業（アシスとしま）（52 ページ）】 コメントなし

【子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」（56 ページ）】 コメントなし

【ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度（56 ページ）】 コメントなし

【トキワ壮マンガミュージアムの開設・運営（60 ページ）】 コメントなし

委員長                   それでは、【青少年問題協議会からの意見】の案としてふさわしいものを提案しなければなりませんので、振り返ってご提案を事務局にお寄せください。そのうえで最後のまとめの部分と「はじめに」の部分は事務局と私とで相談して作っていきたいと思います。

あとは、1月26日に青少協全体会がありますが、その間に専門委員会を開く余裕がないと思いますのでメールで持ち回りでできればと思います。1月中旬に庁内の会議があるということなので、各委員からのご意見は1週間程度で寄せていただいて、年内には「はじめに」と「おわりに」を固めましょう。

委員                   最後のまとめについては、全体的に網羅されていると思いました。子どもの権利というところなので、成果は子どもの意見を反映した側面とか、子ども自らが権利を認識できるような取組や評価が入っていたのでそこをもっと文章に入れたらいいのかなと思います。

委員長                   キーワード、短文、メモでのご提案でも良いです。1週間を目安に意見をいただき、年内に仕上げたいと思います。

初めてのことで、今やっている作業の精度を今後上げていく必要があることと、年間スケジュールにうまく組み込んで予算に影響を与えられるサイクルを作っていくということが課題として残っています。しかし、一つの視点を持って検証をしたことは全国的にもまだ例はないので豊島区モデルとして確立できればと思います。

委員

目標値は、そもそも誰が決めるものなのでしょうか？ジャンプは、子ども達の声キャッチして子どもの権利を保障する大切な場だと思うのですが、豊島区には中学校が8校ありますが、ジャンプは2か所しかないので、その近辺の子には有効ですが、中学生が行ける距離として2か所でいいのかなと思います。そういう声は反映されないのかなというか、そもそも計画は区が作るものなのでしょうか。評価とは違うところでの質問ですが。

委員長

目標値は所管課が決めています。ジャンプの件は、「目標値との関係では達成ができていけれども、地域的に偏在があるのでそのことも念頭に置いて今後の事業を展開してほしい」ということは入れても良いかもしれません。重要な指摘だと思います。他にも、これまでも水面下の交渉をやってきたような、目標値が低すぎるのではないかとか、来年の検証の時に、これで満足されては困りますというような話ができ、目標値が少し加味されるかもしれません。